

○青森県建設工事及び建設関連業務最低制限価格制度事務取扱要領

令和3年9月2日青監第481号

令和4年6月3日青監第179号（最終改正）

（趣旨）

第1条 この要領は、県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び建設関連業務（青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第1条に規定する建設関連業務をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）における最低制限価格制度の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により定める価格をいう。
- (2) 公所の長 青森県事務委任規則（昭和36年9月青森県規則第81号）の規定により、当該建設工事及び建設関連業務の施行に関する権限を委任されている出先機関の長をいう。
- (3) 担当課長 当該建設工事及び建設関連業務を施行する青森県行政組織規則（昭和36年2月青森県規則第18号）第22条に規定する課長をいう。

（対象）

第3条 最低制限価格制度の対象は、県が発注する建設工事及び建設関連業務の競争入札とする。

2 前項の規定にかかわらず、政令第167条の10第1項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき落札者を決定する低入札価格調査制度及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける競争入札は、最低制限価格制度を適用しないものとする。

（建設工事の最低制限価格の設定）

第4条 建設工事の最低制限価格は、次の各号に掲げる額の合計額に当該額の100分の10に相当する額を加算した額（当該額が設計額の80パーセントに相当する額に満たない場合にあつては、当該80パーセントに相当する額）とし、その都度、公所の長又は担当課長が設定する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 発注者の設計額における直接工事費の額の99パーセントに相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- (2) 発注者の設計額における共通仮設費の額の90パーセントに相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- (3) 発注者の設計額における現場管理費の額の90パーセントに相当する額（当該額に

1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(4) 発注者の設計額における一般管理費等の額の次表に掲げる割合に相当する額 (当該額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

請負工事設計額		一般管理費等の額の割合
土木一式工事及び建築一式工事の場合	土木一式工事及び建築一式工事以外の建設工事の場合	
4,500 万円以上 (特 A 級工事相当)	1,500 万円以上 (A 級工事相当)	68 パーセント
1,000 万円以上 4,500 万円未満 (A 級工事相当)	300 万円以上 1,500 万円未満 (B 級工事相当)	73 パーセント
1,000 万円未満 (B 級工事相当)	300 万円未満 (C 級工事相当)	78 パーセント

(建設関連業務の最低制限価格の設定)

第 5 条 建設関連業務の最低制限価格は、次表業種区分の欄に掲げる業務ごとに、発注者の設計額における同表①から④までの欄に掲げる額 (当該額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) の合計額に当該額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額 (当該額が設計額の 70 パーセントに相当する額に満たない場合にあっては、当該 70 パーセントに相当する額) とし、その都度、公所の長又は担当課長が設定する。この場合において、1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額の 48 パーセントに相当する額	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額の 60 パーセントに相当する額	諸経費の額の 60 パーセントに相当する額
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額の 90 パーセントに相当する額	一般管理費等の額の 48 パーセントに相当する額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額の 90 パーセントに相当する額	解析等調査業務費の額の 80 パーセントに相当する額	諸経費の額の 48 パーセントに相当する額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額の 90 パーセントに相当する額	一般管理費等の額の 45 パーセントに相当する額

(入札参加希望者等への周知)

第 6 条 最低制限価格を設定したときは、入札参加希望者及び指名業者に対し、最低制

限価格を設定している旨を周知するものとする。

(落札者の決定)

第7条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年10月1日から施行し、同日以後に指名通知又は入札公告を行う建設工事及び建設関連業務の競争入札について適用する。
- 2 平成31年4月26日以前の建設工事及び建設関連業務に係る最低制限価格制度に関する通知は、令和3年9月30日限り廃止する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、令和3年9月30日までに指名通知又は入札公告を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 改正後の青森県建設工事及び建設関連業務最低制限価格制度事務取扱要領の規定は、令和4年7月1日以後に指名通知又は入札公告を行う建設工事に係る入札について適用する。